

「建設リサイクル法対象工事」  
「電子縦覧対象工事」  
「ワンデーレスポンス対象工事」  
「週休2日確保対象工事」  
「余裕期間設定工事」  
「熱中症対策補正対象工事」  
「現場環境改善対象工事」  
「遠隔確認対象工事」  
「ICT施工技術対象工事」

## 特記仕様書

工事番号：三農水(整工)第3号

工事名：夏坂ダム防ダム第9号工事

工事場所：三戸郡田子町大字夏坂 地内

工期： 契約締結日の翌日 ～ 令和10年3月24日

### 第1章 総則

この工事は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備土木工事共通仕様書」及び「施設機械工事等共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

なお、共通仕様書は、青森県庁のホームページで閲覧、ダウンロードできる。

【[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_koujisiyousyo.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_koujisiyousyo.html)】

### 第2章 工事の内容

1. 目的	この工事は、県営夏坂ダム地区防災ダム事業の一環としてダム管理所電気設備工を更新整備するものである。			
2. 工事場所	三戸郡田子町大字夏坂 地内			
3. 工事概要	この工事の概要は、次のとおりである。			
	1) ダム管理所電気設備工一式			
	2) 主要工事内訳			
	工種	主な内容	数量	備考
	機器設備工	非常用発電装置、引込開閉盤	一式	
	据付工	非常用発電装置、引込開閉盤	一式	
	調整工	非常用発電装置、引込開閉盤	一式	
	撤去工	非常用発電装置、引込開閉盤	一式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。			

第3章 施工及び現場条件

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容		
1. 工程関係	1. 工事日数又は工期	<input checked="" type="checkbox"/>	工 期 令和10年3月24日 まで	
		<input checked="" type="checkbox"/>	この工事は、2年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。	
		<input type="checkbox"/>	この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるように「発注者指定方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。	
			工 期 △△ 〇 年 〇 月 〇 日 まで	
			余裕期間 契約締結の翌日から 日以内	
		<input type="checkbox"/>	この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるように「任意着手方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。	
			実工期 日間	
			着手期限日 △△ 〇 年 〇 月 〇 日	
			余裕期間 契約締結の翌日から 日以内	
			留意事項 受注者は現場着手日報告書を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。	
2. 週休2日の確保	この工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html</a>	<b>週休2日確保工事の実施方式</b>		
		<input checked="" type="checkbox"/>	発注者指定型（現場閉所）	
		<input type="checkbox"/>	受注者希望型（交代制）※	
		<input type="checkbox"/>	対象外	
		※発注後、実施内容を協議すること		
		<b>週休2日の確保に係る費用の計上</b>		
		当初	変更	計上している費用
		<input checked="" type="checkbox"/>		週単位の週休2日を想定した経費補正
		<input checked="" type="checkbox"/>		月単位の週休2日を想定した経費補正
				交替制による週単位の週休2日を想定した経費補正
		交替制による月単位の週休2日を想定した経費補正		
		費用の計上を行っていない		
対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。				
例：令和x年x月x日からxx日にかけての豪雨に伴う臨機の措置（10日間）				

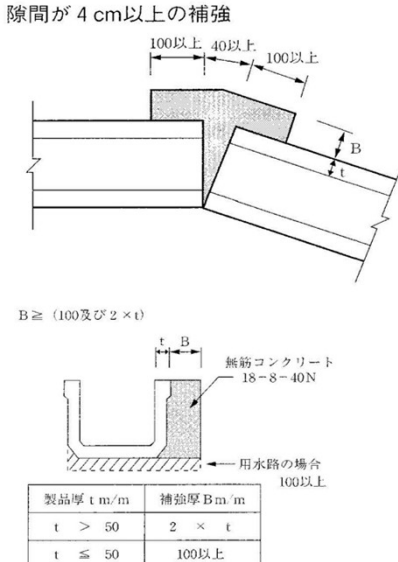
明示事項		内容				
1. 工程関係	3. 他の工事に関連する制約の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		他の工事の名称	発注者等名	期間	
		①	夏坂ダム防ダム第8号工事	青森県三八農林水産事務所	R8.7 ~ R10.3	
		②			~	
		③			~	
			制約内容			
		①	工事工程等の調整			
		②				
		③				
		4. 関係機関等との協議に伴う制約の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		関係機関名称	協議事項	期間
	①				~	
	②				~	
	③				~	
			制約内容			
	①					
	②					
	③					
2. 第三者に対する措置関係	1. 公害防止に伴う対策の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			公害の種別	対象工種	作業期間
		①	<input type="checkbox"/> 騒音		~	
		②	<input type="checkbox"/> 振動		~	
		③	<input type="checkbox"/> 濁水		~	
		④	<input type="checkbox"/> 粉塵		~	
			対策方法		基準等	
		①				
		②				
		③				
	④					
	2. 防護施設による対策の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		対象工種又は区間	危険要因	対策方法	
	3. 保安設備、保安要員配置の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		対象工種又は区間	規格・規模	配置期間及び時間帯	
4. 搬入路としての一般道路指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		搬入経路	使用期間	使用時間帯		
	①		~	~		
	②		~	~		
	③		~	~		
		制限の内容	使用中の管理の内容	使用後の補修内容		
	①					
	②					
	③					

明示事項		内容			
2. 第三者に対する措置関係	5. 重量制限の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制限される場所・施設名等	管理者	制限の内容	
3. 仮設関係	1. 仮設道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	設置場所			
		規格・構造			
		設置期間	～		
		安全施設の内容			
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
		その他留意事項			
	2. 仮設橋梁 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	設置場所			
		規格・構造	延長	m、幅	m、
		設置期間	～		
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
		その他留意事項			
	3. 仮設水路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	設置場所			
		規格・構造	延長	m、幅	m、
		設置期間	～		
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
		その他留意事項			
	4. 仮回し水路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	設置場所			
		規格・構造			
		設置期間	～		
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
		その他留意事項			
	5. 水替工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	設置場所			
		規格・構造			
		設置期間	～		
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
その他留意事項					
6. 仮締切工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	設置場所				
	規格・構造				
	設置期間	～			
	維持補修等の内容				
	工事終了後の処置				
	その他留意事項				

明示事項		内容			
3. 仮設関係	7. 仮設足場 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	設置場所			
		規格・構造			
		設置期間	～		
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
		その他留意事項			
	8. 除雪工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 任意	除雪場所			
		規格・構造			
		除雪期間	～		
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
		その他留意事項			
4. 建設副産物関係	1. 建設発生土の搬出  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	この工事において発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。 なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めること。			
		搬出先の情報	名称等		
			所在地		
			管理者		
			運搬距離		
		搬出する土砂	土質区分		
			搬出量(m3)*		
			利用用途		
		法規制等の有無	盛土規制法	該当の有無	
				許可・届出	
				許可番号等	
			土地所有者等の同意		
			その他法令等		
		設計上の取扱い			
		搬出時期			
		その他条件			
		*搬出量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。			
		2. 建設発生土の搬入  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	この工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。		
搬入元の情報	名称等				
	所在地				
	管理者				
	運搬距離				
搬入する土砂	土質区分				
	搬入量(m3)*				
	利用用途				
搬入時期					
その他条件					
*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。					

明示事項		内容					
4. 建設副産物関係	3. 建設発生土を除く指定副産物の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	
		①	鉄筋コンクリート	2.50 t	17.0 km	三戸郡田子町田子	
		②	無筋コンクリート	1.60 t	17.0 km	三戸郡田子町田子	
		③		t	km		
		④		t	km		
		⑤		t	km		
			再生処理施設名	備考			
		①	釜漕運送(有)				
		②	釜漕運送(有)				
		③					
	④						
	⑤						
	上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。						
	4. 指定副産物を除く建設廃棄物の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		種別	発生量	運搬距離	産業廃棄物処理施設所在地	
		①	金属くず	3.1 t	53.6 km	八戸市桔梗野工業団地	
		②		t	km		
		③		t	km		
			産業廃棄物処理施設名	備考			
		①	(株)青南商事八戸支店	有価物として売却できる場合は、事前に監督員と協議すること。			
		②					
③							
上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。							
5. 産業廃棄物税計上の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		この工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること					
	有 : この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している						
	無 : この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する						
6. 建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種別	減量化の内容		再利用の方法			
7. 再生資材利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	再生資材の名称	規格		使用箇所			
5. 工事支障物件等	1. 占用物件等の工事支障物件の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	
		①					
		②					
		③					
		移設時期	工事方法	条件等			
	①						
	②						
③							

明示事項		内容							
5. 工事支障物件等	2. 占用物件工事との重複施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	①	占用物件名	管理者名		重複する工種			
			②						
			③						
		①	重複する期間		対応内容				
			～						
			～						
		6. 工사용電力	1. 全般 2. 仮設電気設備の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無  ※各設備の詳細は、図面参照	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。					
				供給地点及び責任分界点			設置期間		
				受電設備	契約電力	電圧	相数	備考	
kw	V								
配電設備	架空線			回線	線式	電線規格	延長		
				1回線			m		
	2回線					m			
	ケーブル			電線規格	延長	備考			
				m					
分電盤設備	相数	線式	箇所数	対象機器					
			カ所						
			カ所						
7. 各工種の留意点	1. 共通仕様書に定める以外の施工条件の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名		施工条件					
		全般		この工事の水準点は、図面に示すBMを使用すること。BM.○(EL=○○.○m)、BM.○(EL=○○.○m)。					
		既設水路撤去工		既設鋼矢板水路は、図面に示す位置で鋼矢板を切断し、鋼材及び等コンクリートは、第2章4.4に示す再生処理施設に搬出すること。なお、破碎程度は受入施設に確認するものとする。					
		基礎工（杭打工）		杭の打止め支持力は○○.○kN/本以上とする。					

明示事項	内容									
7. 各工種の留意点	二次製品水路 (端部処理)	<p>—高さ1m以下のベンチフリューム、鉄筋コンクリート排水溝等の小型二次製品水路の曲線・屈曲部布設の際、目地に4cm以上の隙間（マチ）がある場合の補強は下図を標準として実施すること。</p> <p>—4cm未満の場合はコンクリート、目地材及び吸出防止材等で漏水及び吸い出し防止の処理をすること。</p> <p>隙間が4cm以上の補強</p>  <table border="1" data-bbox="965 862 1204 952"> <thead> <tr> <th>製品厚 t m/m</th> <th>補強厚 B m/m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>t &gt; 50</td> <td>2 × t</td> </tr> <tr> <td>t ≤ 50</td> <td>100以上</td> </tr> </tbody> </table>			製品厚 t m/m	補強厚 B m/m	t > 50	2 × t	t ≤ 50	100以上
製品厚 t m/m	補強厚 B m/m									
t > 50	2 × t									
t ≤ 50	100以上									
2. 共通仕様書に定める以外の施工又は品質管理基準の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名	項目	施工又は品質管理基準							
3. 共通仕様書に定める施工又は品質管理基準の変更、適用除外又は追加の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名	項目	施工又は品質管理基準							
4. 共通仕様書に定める以外の施工検査の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等						
5. 共通仕様書に定める施工検査の変更又は適用除外の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等						

明示事項		内容					
7. 各工種の留意点	6. 監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名		工事段階		備考	
8. その他	1. 発注者が確保している工事用地の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	場所		面積 (㎡)	用途		
		①					
		②					
		③					
		使用時の条件			返還時の条件		
		①					
		②					
	③						
	2. 工事現場発生品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離	
						km	
						km	
						km	
	3. 支給材料及び貸与品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 支給材料 <input type="checkbox"/> 貸与品	品名	数量	構造・規格等	使用目的・箇所		
		①					
		②					
		③					
		引渡し場所		返納場所	条件	引渡し時期	
		①					
		②					
	③						
	4. 随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ※この工事は、右記工事と間接費等の調整を行っている。 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事番号		工事名		場所	
5. 各種調査の有無 ※右記調査については、共通仕様書に基づき協力すること。 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	調査名称		内容		調査費計上の有無		
	①						
	②						
	③						
	調査要領等						
	①						
	②						
③							

明示事項		内容			
8. その他	6. 中間検査の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他	
	7. 部分引渡しの有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定部分		引渡し時期	
	8. 部分使用の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	使用箇所	使用期間	その他	
			～		
			～		
			～		
	9. 監督職員の検査を受けて使用するべき材料の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考	
	10. 監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考	
	11. 調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考	
	12. 地盤情報登録の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	この工事は、地盤情報を「一般財団法人国土盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土盤情報センターホームページ ( <a href="https://ngic.or.jp">https://ngic.or.jp</a> ) 参照のこと。			

明示事項	内容																																																
8. その他	<p>13. 現場環境改善費計上の有無</p> <p>この工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 ※熱中症対策・防寒対策に要する費用は、率計上とは別に積上げ計上とすることができる。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukarnri.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukarnri.html</a></p> <p>現場環境改善の実施について</p> <table border="1" data-bbox="678 427 983 551"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場環境改善費の計上方法</p> <table border="1" data-bbox="1026 427 1414 591"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積上げ計上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計上していない</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>発注者による実施内容の指定</p> <table border="1" data-bbox="678 629 1374 837"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>指定の有無</th> <th>指定する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		当初	変更	対象			対象外	✓			当初	変更	率計上			積上げ計上			計上していない	✓		実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無（任意）		営繕関係	無（任意）		安全関係	無（任意）		地域連携	無（任意）													
	当初	変更																																															
対象																																																	
対象外	✓																																																
	当初	変更																																															
率計上																																																	
積上げ計上																																																	
計上していない	✓																																																
実施項目	指定の有無	指定する内容																																															
仮設備関係	無（任意）																																																
営繕関係	無（任意）																																																
安全関係	無（任意）																																																
地域連携	無（任意）																																																
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<p>内容</p> <p>実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukarnri.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukarnri.html</a></p>																																																
15. ICT施工の実施	<p>この工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukarnri.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukarnri.html</a></p> <p>対象工種及び費用の計上</p> <table border="1" data-bbox="678 1223 1374 1592"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発注者 指定型</th> <th rowspan="2">受注者 希望型</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">費用の計上</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>土工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>ほ場整備工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>舗装工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>暗渠排水工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>地盤改良工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>小規模土工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✓がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。</p> <p>3次元設計データの有無</p> <table border="1" data-bbox="678 1776 852 1899"> <tbody> <tr> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>✓</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>施工に必要となる3次元設計データのうち、この工事で作成が必要な範囲</p> <div data-bbox="895 1776 1374 1899" style="border: 1px solid black; height: 55px;"></div>	発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上		当初	変更	-	-	土工	-		-	-	ほ場整備工	-		-	-	舗装工	-		-	-	暗渠排水工	-		-	-	地盤改良工	-		-	-	小規模土工	-		-	-	〇〇工	-			有	✓	無		その他
発注者 指定型	受注者 希望型				工種	費用の計上																																											
		当初	変更																																														
-	-	土工	-																																														
-	-	ほ場整備工	-																																														
-	-	舗装工	-																																														
-	-	暗渠排水工	-																																														
-	-	地盤改良工	-																																														
-	-	小規模土工	-																																														
-	-	〇〇工	-																																														
	有																																																
✓	無																																																
	その他																																																
16. BIM/CIMの活用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	8. その他 29. BIM/CIMの活用についてのとおり。																																																

## 8. その他

### 17. 青森県認定リサイクル製品の使用

この工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、下記の「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※ 使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレット、優先使用指針及び使用上のグループ区分は、下記の資源循環推進課ホームページに掲載しています。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei\\_recycle.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html)

### 18. 余裕期間制度

- (1) ~~— 余裕期間内においては、監理技術者等（現場代理人を含む）の設置を要しない。~~
- (2) ~~— 余裕期間内においては、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。~~
- (3) ~~— 受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）及び関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。~~
- (4) ~~— 受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。~~
- (5) ~~— 余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。~~
- (6) ~~— 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。~~
- (7) ~~— CORINSへの登録について、技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。~~
- (8) ~~— 余裕期間制度については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。~~  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

### 19. 週休2日確保工事について

- (1) （発注者指定型の場合）この工事は、週休2日に取り組むことを指定する工事であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。
- (1) ~~—（受注者希望型の場合）この工事は、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する工事であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。~~
- (2) 受注者は、工事着手日までに、週休2日の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について発注者と協議する。
- (3) 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

### 20. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

- (1) この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事であり、受注者希望する場合は、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行うこととする。
- (2) 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書等に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するとともに、監督職員と協議する。
- (3) 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

21. 施工箇所が点在する工事の積算方法について（主木工事の場合）

- (1) この工事は、施工箇所が点在する工事であり、「○○地区（○○、○○）、△△地区（○○）、□□地区（○○）（以下、施工箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) この工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象地区ごとに設定する。
- (3) 農業農村整備事業における「施工箇所が点在する工事の積算方法」については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

21. 施工箇所が点在する工事の積算方法について（施設機械工事の場合）

- (1) この工事は、施工箇所が点在する工事であり、「○○地区（○○、○○）、△△地区（○○）、□□地区（○○）（以下、施工箇所という）」ごとに間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) この工事における間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費の金額は、施工箇所毎に算出し、間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費のそれぞれに合計した金額とする。  
なお、間接労務費率、工場管理費率、共通仮設費率、現場管理費率及び据付間接費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。設計技術費及び一般管理費等については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。
- (3) 農業農村整備事業における「施工箇所が点在する工事の積算方法」については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

22. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) この工事は、農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領に基づき施工検査等の遠隔確認を実施することができる。
- (2) 受注者は、工事現場等における遠隔確認を実施する場合は、施工計画書に遠隔確認の実施方法等を記載するとともに、監督職員と協議すること。
- (3) 農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

23. ICT施工技術の活用について（発注者指定型）

- (1) 原則、（※1）○○工における（※2）○○の段階において、施工範囲全体で情報化施工技術を活用することとする。
- (2) 受注者は、ICT活用工事の具体的な工事内容及び対象範囲等を施工計画書に記載すること。
- (3) 受注者は、必要な資料を監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、作業終了後一括して速やかに監督職員に返却しなければならない。
- (4) 受注者は、ICT施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき、提出しなければならない。
- (5) 情報化施工技術活用工事に要する費用のうち、（※2）○○に要する費用は当初から計上しているが、それ以外の費用については当初から計上していないため、受注者は発注者からの依頼に基づき見積書を提出し、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。
- (6) 実施内容等の変更により費用に変更が生じた場合は、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。
- (7) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

※1 「情報化施工技術の活用ガイドライン」で定める工種の中から該当するものを記載する。

※2 「情報化施工技術の活用ガイドライン」で定める施工プロセスの中から該当するものを記載する。

23. ICT施工技術の活用について（受注者希望型）

- (1) 受注者は、ICT施工技術の活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出前に発注者へ工事打合簿によりICT活用工事計画書を提出し、具体的な工事内容及び対象範囲等協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。
- (2) 受注者は、ICT活用工事の具体的な工事内容及び対象範囲等を施工計画書に記載すること。
- (3) 受注者は、必要な資料を監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、作業終了後一括して速やかに監督職員に返却しなければならない。
- (4) 受注者は、ICT施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき、提出しなければならない。
- (5) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (6) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

24. 1日未満で完了する作業の積算方法について

- (1) この工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）監督職員に提出すること。実際費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「4判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇章〇施工箇所が点在する工事の積算方法の箇所とする。
- (7) 農業農村整備事業における1日未満で完了する作業の積算方法及び時間的制約を受ける工事の積算方法については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gi\\_jutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gi_jutukanri.html)

25. 快適トイレの導入に関する試行について

- (1) この工事は、建設現場を誰もが働きやすい環境とする取り組みの一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置について、監督職員と協議し、変更契約時において、その設置に必要な費用を計上する試行工事である。
- (2) 受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合は、快適トイレの導入に関する試行要領に基づき実施できる。
- (3) 快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレであることを示す書類及び見積書等を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議すること。
- (4) 農業農村整備事業における快適トイレの導入に関する試行要領については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gi\\_jutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gi_jutukanri.html)

26. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用について

- (1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。  
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費  
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 受注者が、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更を希望する場合は、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。
- (3) 農業農村整備事業における地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gi\\_jutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gi_jutukanri.html)

27. 運搬費及び準備費の設計変更の運用について

- (1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 受注者が、運搬費及び準備費の設計変更を希望する場合は、運搬費及び準備費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。

- (3) 農業農村整備事業における運搬費及び準備費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

28. 冬期施工における現場管理費の補正について

実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)

29. BIM/CIMの活用について

~~（受注者希望型）~~

~~—この工事は、「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。~~

~~—3次元モデルの活用を希望する場合は、工事受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。~~

~~—費用は、発注者が必要と認めるもの限り設計変更の対象とする。~~

~~—「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」は、下記の農村整備課ホームページを参照すること。~~

~~[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson\\_gijutukanri.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html)~~



## 第6章 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

## 第7章 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

### 1. コブリス・プラスの活用

全ての工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 2. 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

### 3. 再生資源利用（促進）計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

### 4. 再生資源利用（促進）計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用（促進）計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

### 5. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

### 6. 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

### 7. 再生資源利用（促進）実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

### 8. 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用（促進）実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。


## 第8章 その他の特記事項

この工事に係るその他の特記事項は、下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式（28）に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督職員に提出すること。また、施工検査（工事段階検査……各工種）の実施について、施工計画書を基に打合せをする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第12条第1項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。

特記事項	特記事項の内容
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと。
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県農林水産部建設工事施工体制点検要領」を農林水産部に読み替えて適用している「青森県農林水産部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。要領は、青森県ホームページ 【 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html</a> 】に掲載されている。
青森県農林水産部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。) 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。 なお、本要領は、青森県農林水産部請負工事成績評定要領を農林水産部に読み替えて適用しており、青森県庁のホームページ 【 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujiseiseki.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujiseiseki.html</a> 】に掲載されている。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
色彩等の景観形成	色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」を遵守し、「青森県景観色彩ガイドプラン」に配慮すること。関連資料は、青森県庁ホームページ 【 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html</a> 】に掲載されている。
電子納品対象工事	この工事は、電子納品対象工事である。 電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づき進めること。 なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【 <a href="https://www.cals-ed.go.jp/">https://www.cals-ed.go.jp/</a> 】から閲覧、ダウンロードできる。 また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は、青森県庁のホームページ 【 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/ken-gijutsu.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/ken-gijutsu.html</a> 】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。
再生材の入手不可能な場合の対応について	再生材の入手が不可能であると確認された場合は、設計変更で新材使用とする。 なお、入手不可能の確認は、受注者が供給可能量を調査し(再生砕石等は現場から40km以内、再生アスファルト混合物の場合は現場から40km以内または運搬時間1.5時間以内の全プラント)、監督職員へ「再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼」を提出して行うものとする。(別表-1、2)
工事標示板及び工事説明看板	県内全40市町村と県外3市町において、第80回国民スポーツ大会(以下、「国スポ」という。)及び第25回全国障害者スポーツ大会(以下、「障スポ」という。)が以下の会期で開催される。 【国スポ冬季大会】2026年1月31日～2月17日 【国スポ本大会】2026年10月10日～10月20日 【障スポ】2026年10月23日～10月26日 国スポ及び障スポの開催周知と気運醸成を図るため、受注者は、本工事で使用する工事標示板及び工事説明看板への標章等の記載について協力すること。(別表-3)

特記事項	特記事項の内容
一括計上価格について	この工事に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において直接工事費として取り扱うものとする。
ワンデーレスポンス実施対象工事	<p>1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。</p> <p>3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p>
ウィークリースタンス等の実施	<p>この工事は、ウィークリースタンス等の実施対象工事である。受発注者双方における1週間のルールを目標として定めることにより、業務環境を改善をし、担い手の確保及び育成を目的とするものであり、実施内容については、「青森県農林水産部農村整備課発注工事におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、初回打合せ時に、受発注者双方で確認・調整し、打合せ記録簿に記録しておくこととする。ただし、災害発生等により緊急対応を要する場合は対象外とする。 &lt;農村整備課HP&gt; <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/NN_weekly_kouji.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/NN_weekly_kouji.html</a></p>

特記事項	特記事項の内容
青森県農村整備課発注工事におけるデジタル工事写真の黒板情報電子化について	<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>この工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、この工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入 受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 黒板情報の電子的記入の取扱い この工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p>
工事情報共有システム（ASP）について	<p>この工事において、工事情報共有システム（ASP）を利用することを原則とする。なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム（ASP）利用基準で対象外とすることができる場合は、監督職員とシステムの利用について協議すること。 青森県農村整備課所管工事における工事情報共有システム利用基準については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html</a></p>
法定外労災保険の契約	<p>この工事において、受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほか法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。</p>
工事書類の標準化	<p>「土木工事共通仕様書（様式集）」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。</p>
工事書類スリム化ガイドライン	<p>工事関係書類の提出については、「青森県農林水産部土木工事書類スリム化ガイドライン」によるものとする。 農村整備課HPは別途通知する。</p>
週休2日制普及促進DAYアンケートの提出	<p>準備・後片付け期間を除く施工期間に毎週土曜日に行われる「週休2日制普及促進DAY」が含まれる全ての工事の受注者（現場代理人等）及び下請負人は回答に協力すること。 【回答URL】 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/syuuukyuu2kahukyuuokusin.htm">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/syuuukyuu2kahukyuuokusin.htm</a></p> 

## 第9章 提出書類

### (1) 契約書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
指導調整課	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督職員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月5日までに提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

### (2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
指導調整課	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

### (3) 仕様書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	工事打合簿	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-7	※2 工事材料
監督職員	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-19	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部 1部	第1編1-1-21	工事写真全部(CD-R等) 着工前・完成のみ
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-24	出来形管理図表及び品質管理図表

### (4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-5	※3
監督職員	施工体制台帳、施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-11	
監督職員	支給品清算書	工事完成時(完成前に清算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-17	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-18	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-28	非火薬品(破砕薬)含む
監督職員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-30	
指導調整課	建設業退職者共済組合掛金 収納書(発注者用)	契約(当初・変更・下請)締結後 1ヶ月以内	1部	第1編1-1-41	

※1 表中の「共通仕様書」欄に記載している該当条項は、県土整備部の共通仕様書を参照する。

※2 「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

※3 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長

会社名 〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇

再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼

令和〇〇年〇〇月〇〇日に契約した下記工事に係わる再生資材については、別紙のとおり入手が不可能なことから、新材使用への変更をお願いします。

記

1 工事番号 〇農水（整工）第〇〇号

2 工事名 〇〇〇第〇〇号工事

3 入手が不可能な再生資材

名 称	施工場所	施工時期	全体数量	1日の 施工数量

4 添付資料 各プラントの再生材供給可能量報告書

別表－2

平成 年 月 日

(受注者)

会社名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

(プラント)

会社名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

再生資材供給可能量報告書

再生資材の供給可能量について、下記のとおり報告します。

記

1 工事番号 ○農水（整工）第○○号

2 工事名 ○○○第○○号工事

3 再生資材

名 称	納入場所	納入時期	必要数量	納入可能量

※必要数量及び納入可能量については、全体または1日あたりの使用量を記入。

## 工事標示板及び工事説明看板

### 国スポ及び障スポの標章等の記載例

(例) < 工事標示板 (水路工事の場合) >

< 工事説明看板 >

**ご迷惑をおかけします**

水路を新しく  
しています

令和 年 月 日まで

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

国スポ冬季大会 2026年 1月31日(土)～2月17日(火)

国スポ本大会 2026年10月10日(土)～10月20日(火)

障 スポ 2026年10月23日(金)～10月26日(月)

水路工事

工事名 第〇〇号 〇〇〇〇工事

発注者 〇〇農林水産事務所

担当課 〇〇〇 電話 XXXX-XX-XXXX

施工者 〇〇建設株式会社

現場代理人 〇〇〇〇 電話 XXXX-XX-XXXX

この工事の契約額等の詳細は、青森県建設業ポータルサイト  
(<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html>)で公開  
しています。

**ご迷惑をおかけします**

令和  
年  
月  
日まで

水路を新しく  
しています

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

発注者 〇〇農林水産事務所  
〇〇〇〇課

電話 XXXX-XX-XXXX

施工者 〇〇建設株式会社

電話 XXXX-XX-XXXX

◆留意事項等◆

- 1 上記の記載例以外の標章等を使用する場合、青森県庁のホームページ【<https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp/hyousho/>】に掲載されている「標章及びマスコット等の使用の手引」及び「デザインガイドマニュアル」を遵守するとともに、事前に監督職員の承諾を得ること。
- 2 上記の工事標示板及び工事説明看板は、現場環境改善費（率計上分）の対象とすることが可能。（別表の「地域連携」の「デザイン工事看板（各工事PR看板含む）」に該当）

県営夏坂ダム地区防災ダム事業  
夏坂ダム防ダム第9号工事 特記仕様書

## 第1章 総則

夏坂ダムの管理設備の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)及び「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、県営夏坂ダム地区防災ダム事業の一環としてダム管理所電気設備を更新整備するものである。

### 2. 工事場所

青森県三戸郡田子町大字夏坂 地内

### 3. 工事概要

本工事は、夏坂ダム管理設備の更新工事及び製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

(1) ダム管理所電気設備工 一式

### 4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

撤去、設備の更新及び総合試運転調整については、非洪水期間の11月1日～6月30日までの期間に行うこと。

### 2. 作業の制限及び作業時間

大雨や洪水に関する注意報・警報が発令された場合又はダム管理者が洪水警戒体制を執った場合には、直ちにダム管理者の洪水時対応に支障をきたさないよう必要な措置を講じた上で作業を中断すること。

また、平常時の夏坂ダム管理所内の作業は原則、8時30分～17時00分までとする。時間外作業を行う場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

### 3. その他

本工事は既設の設備を運用しながら整備する。本工事による停電で設備の運用を停止する場合は、工程の詳細は施工計画書に記載のうえ、施工に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。

## 第4章 現場条件

### 1. 関連工事等

受注者は、夏坂ダム防ダム第8号工事(令和8年7月～令和10年3月)で予定するダム管理用設備

の更新工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

## 2. 既設設備との受渡条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 受電設備からの電源接続は、端子台に既設のケーブル等を接続する。
- (2) 受変電設備からの状態故障信号の接続は、端子台に既設のケーブルを接続する。

## 3. 搬入路

現場への搬入路は、大型車の通行が可能であるが、受注者は現地の状況を十分に確認し、必要に応じて養生等を行わなければならない。

## 4. 第三者に対する措置

### (1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

### (2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

## 5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

なし

## 6. 関係機関との調整

受注者は次に示す機関と必要な調整を行わなければならない。

- (1) 電気事業法に関する届出
- (2) 火災予防条例に関する届出
- (3) 労働安全衛生法に関する届出
- (4) 本工事の施工に必要な調査は、受注者の責任において処理するものとする。
- (5) 発電設備の運転・管理方法及び試運転時期等については、施設管理者との調整を行うものとする。
- (6) その他必要な協議事項又は届出等

## 第5章 提出図書等

### 1. 提出図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-6 に示す提出図書は、A4版の装丁とし、次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し監督職員に提出するものとする。

施工計画書 1部 承諾図書 1部 完成図書 3部 施工図 3部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督職員と打合せのうえ、作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

### 2. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-8 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から40日以内に提出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

### 3. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

### 4. 官公庁等への手続き等

共通仕様書（施）第1章1-1-48に示す書類は次のとおりとする。

(1) 電気事業法	保安規程届出書、保安規程	提出部数	各2部
(2) 電気事業法	主任技術者選任届出書、主任技術者免状の写	提出部数	各2部
(3) 火災予防条例	発電設備設置届書、当該設備の配置図及び設計図書	提出部数	各2部
(4) 火災予防条例	少量危険物貯蔵届出書、貯蔵又は取扱い場所の見取図、 タンクの構造設備明細書及び水張又は水圧検査結果	提出部数	各2部
(5) 労働安全衛生法	機械等設置届、当該化学設備、 主要な附属設備及び配管の配置図及び構造図	提出部数	各2部
(6) 電気事業法	(仮設用) 保安規程届出書、保安規程	提出部数	各2部
(7) 電気事業法	(仮設用) 主任技術者選任届出書、主任技術者免状の写	提出部数	各2部
(8) 火災予防条例	(仮設用) 少量危険物貯蔵届出書、貯蔵又は取扱い場所の見取図、 可搬形発電設備資料、工事概要等	提出部数	各2部

## 第6章 仮設

### 1. 工事用電力

据付工事（撤去含む）に使用する電力設備及び電力料金、燃料費は受注者の負担とする。

### 2. 仮設

#### (1) 仮設発電機

自家発電設備の更新作業期間中、可搬型発電機(50kVA)を設置し自家発電設備に代わる非常用電源とする。

## 第7章 工事用地等

### 1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、監督職員が別途指示するものとする。

### 2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には、立会いしなければならない。

## 第8章 貸与する資料等

### 1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名

- 1) 夏坂ダム防ダム第2号委託・花木ダム防ダム第1号委託報告書
- 2) 夏坂ダム地区 防災ダム事業調査計画委託、花木ダム地区 防災ダム事業調査計画委託
- 3) 夏坂・花木ダム図集

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 青森県三八農林水産事務所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

## 第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する経費は受注者が負担する。

なお、試運転調整の実施にあたっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

## 第10章 設計

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

### 2. 設計諸元

本工事の電気設備は、次の条件により設計するものとする。

#### (1) 環境条件

機器は、次に示す条件において安定した機能を維持し連続運転が可能なものとする。

施設区分	装置区分	周囲温度 (°C)	相対湿度 (%)	設置高度
夏坂ダム管理所	屋内設置機器	5~40°C	30~80%	290m
	屋外設置機器	-10~40°C	30~95%	

#### (2) 電気的条件 機器の電気的条件は以下のとおりとする。

施設区分	項目	電気的条件
夏坂ダム管理所	受電設備	三相3線 200V 50Hz 低圧電力
		単相3線 200-100V 季節別高負荷率電灯 50Hz
	非常用発電装置	三相3線 200V 50Hz 発電装置出力

(注) 電圧変動は定格の±10%以内とする

## 第11章 構造及び製作

### 1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第12章「電気設備」によるものとする。

(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第12章「電気設備」によるものとする。ただし、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

## 2. 機器仕様

### (1) 夏坂ダム電気設備

#### 1) 電気施設【更新】

##### ①引込開閉器盤 ※東北電力管内仕様

###### ア 準拠規格

(ア) JEM 1265 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ

###### イ 機器仕様

###### (ア) 盤仕様

構造 C X形、屋外 ( I P 2 4 W 以上)、屋根つき、  
2 段扉 ( W H M 部、スイッチ部)

型式 閉鎖壁取付形、鋼板製、塗装色：マンセル 5Y7/1

寸法 幅 500×奥行 200×高さ 1030mm

ハンドル W H M 部/封印付キーハンドル、スイッチ部/キーハンドル

相数 三相 3 線 及び 单相 3 線式

定格絶縁電圧 500V

定格使用電圧 三相 3 線 200V、单相 3 線 200V - 100V

定格周波数 50H z

###### (イ) 盤面取付器具

銘板 ( N P ) 1 式

###### (ウ) 盤内取付器具

W H M 部 なし

スイッチ部 配線用遮断器 ( M C C B ) 3 P 100AF/75AT 1 台、  
3 P 100AF/100AT 1 台

(引込開閉器盤内の M C C B の A T 値は電力会社に確認を行う。)

###### (エ) 壁取付用アンカーボルト、その他必要なもの 1 式

##### ②低圧動力盤

###### ア 準拠規格

(ア) JEM 1265 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ

###### イ 機器仕様

###### (ア) 盤仕様

構造 C X形、屋内 ( I P 2 X C )

型式 閉鎖自立形、鋼板製、塗装色：マンセル 5Y7/1

寸法 幅 700×奥行 800×高さ 1900mm

相数 三相 3 線

定格絶縁電圧 500V

定格使用電圧 三相 3 線 200V

定格周波数 50Hz

定格短時間電流 5kA

(イ) 盤面取付器具

銘板 (NP) 1式

交流電流計 (A) 1個、電流計切換スイッチ (AS) 1個

交流電圧計 (V) 1個、電圧計切換スイッチ (VS) 1個

切換スイッチ (COS) (手動-自動:DTMC用) 1個

操作スイッチ (CS) (商用-自家発:DTMC用) 1個

表示灯 (SL) (商用三相、自家発) 2個

集合形漏電検出装置 (ELR) (10窓/6窓使用) 1個

(ウ) 盤内取付器具

モールドスコット変圧器

(励突電流抑制型) 200V/200-100V×2 30kVA 1台

双投形電磁接触器 (DTMC) 3P 100A 1台

配線用遮断器 (MCB) 3P 225AF/175AT 1台、

3P 100AF/75AT 4台、3P 50AF/30AT 5台、

3P 50AF/10AT 3台

零相変流器 (ZCT) 6組

電磁開閉器 (MS) 3P 1台 (給気ファン用)

電磁接触器 (MC) 3P 1台 (給気シャッター用)

SPDクラスII 分離器付 1組

計器用変流器 100/5A 2台

低圧ヒューズ 1式

交流不足電圧継電器 1組

盤内照明灯及びドアスイッチ 1式

(エ) 盤架台、つなぎ材用アンカーボルト、その他必要なもの 1式

下部アンカーボルト (既設利用、低圧照明盤と共用)

③低圧照明盤

ア 準拠規格

(ア) JEM 1265 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ

イ 機器仕様

(ア) 盤仕様

構造 CX形、屋内 (IP2XC)

型式 閉鎖自立形、鋼板製、塗装色:マンセル 5Y7/1

寸法 幅 1000×奥行 800×高さ 1900mm

相数 単相3線式

定格絶縁電圧 500V

定格使用電圧 単相3線 200V-100V

定格周波数 50Hz

定格短時間電流 5 k A

(イ) 盤面取付器具

銘板 (N P) 1 式

交流電流計 (A) 1 個、電流計切換スイッチ (A S) 1 個

交流電圧計 (V) 1 個、電圧計切換スイッチ (V S) 1 個

切換スイッチ (C O S) (手動-自動: D T M C 用) 1 個

操作スイッチ (C S) (商用-自家発: D T M C 用) 2 個

表示灯 (S L) (商用単相、自家発、商用単相、自家発) 4 個

集合形漏電検出装置 (E L R) (5 窓/2 窓使用) 1 個

(ウ) 盤内取付器具

耐雷トランス 200 V/200 V 7.5 k V A 1 台

耐雷トランス 100 V/100 V 3.0 k V A 1 台

双投形電磁接触器 (D T M C) 3 P 100 A 2 台

配線用遮断器 (M C C B)

3 P 100 A F/100 A T 1 台、3 P 60 A F/60 A T 1 台、

3 P 50 A F/15 A T 1 台、2 P 50 A F/50 A T 2 台、

2 P 50 A F/40 A T 1 台、2 P 50 A F/30 A T 2 台、

2 P 50 A F/20 A T 2 台、2 P 50 A F/10 A T 4 台

零相変流器 (Z C T) 2 組

S P D クラス II 分離器付 1 組

計器用変流器 100/5 A 2 台

低圧ヒューズ 1 式

交流不足電圧継電器 1 組

盤内照明灯及びドアスイッチ 1 式

(エ) 盤架台、つなぎ材用アンカーボルト、その他必要なもの 1 式、

下部アンカーボルト (既設利用、低圧動力盤と共用)

④管理設備用分電盤

ア 準拠規格

(ア) JEM 1265 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ

イ 機器仕様

(ア) 盤仕様

構造 C X 形、屋内 (I P 2 X)、閉鎖壁掛形

相数 単相 3 線式、単相 2 線式

定格絶縁電圧 500 V

定格使用電圧 単相 3 線 200 V-100 V、単相 2 線 100 V

定格周波数 50 H z

(イ) 盤内器具

配線用遮断器 (M C C B)

3 P 50 A F/40 A T (単 3 中性線欠相保護付) 1 台

2 P 50AF/30AT	協約寸法形	2台
2 P 50AF/20AT	協約寸法形	14台
2 P 50AF/10AT	協約寸法形	6台

## 2) 発動発電設備【更新】

### ①非常用発電装置

#### ア 準拠規格

(ア) 発電機 JISC 4034-1、JISC 4034-5、JISC 4034-6、JEM 1354、JEM 1435、JEC-2130

(イ) 原動機 JISB 8002、JISB 8014、LES 3001

(ウ) 始動及び制御用蓄電池 JISC 8704-1、JISC 8704-2-1、JISC 8704-2-2

(エ) 燃料小出槽 JISG 3101

#### イ 機器仕様

(ア) 構造 本装置は低圧の発電装置とし、原則として発電機、原動機、発電機盤（自動始動充電機盤を兼ねる。搭載盤）始動用蓄電池を共通台床上に搭載する。

型式 屋内用、パッケージ形（キュービクル形）

外箱 鋼板 1.6mm 以上、I P 2 0、塗装色：マンセル 5Y7/1

その他 72 時間以上連続定格運転可能（長時間型）、寒冷地仕様、騒音 機測 1 m にて 85 dB（標準形）

#### (イ) 発電機定格

励磁方式 ブラシレス方式

定格出力 50 k V A（40.4 k V A 以上）

定格電圧 A C 200 V

周波数 50 H z

相数 三相 3 線式

力率 0.8（遅れ）

定格の種類 連続

回転速度 製造者標準とする

絶縁の種類 B 種以上

#### (ウ) 原動機定格

原動機種類 ディーゼル機関

定格出力 発電機出力に適合するもの（47.6 k W 以上）

定格回転数 発電機回転数に準じるもの（2 極機：3000min-1 又は、4 極機：1500min-1）

潤滑方式 強制潤滑方式

冷却方式 ラジエーター方式

使用燃料 JIS 軽油

過速度耐力 110% 1 分間（無負荷運転）

始動方式 電気始動（セルモータ）方式

回転速度変動率 JEM 1354 又は JEM 1435 による

(エ) 燃料小出槽 (別置き燃料槽)

容量 860L

構造 鋼板製、溶接加工 (屋内用、適応燃料 軽油)

材質 一般構造用圧延鋼材

板厚 底板 4.5mm、側板 3.2mm、上板 3.2mm 以上

塗装 内外面：耐油仕様、外面：さび止めペイント 2 回塗りの上、  
調合ペイント 2 回塗り

外面塗装色：マンセル 5Y7/1

付属品 鋼製架台、点検口及びふた、点検用はしご、油面計、  
フロートスイッチ (防爆構造)、消火器、

燃料油標識一式 (類 / 品名 / 最大数量、少量危険物貯蔵取扱所、火気厳禁)、  
ウィングポンプ、給油口、送油管、返油管、オーバーフロー管、  
ドレン管、通気管、(各配管の弁、フレキ等含) 銘板、

制御線用電線管及びボックス、アンカーボルト

(オ) 排風キャンバスダクト (耐熱キャンバス)

(カ) 排気管 (伸縮継手、排気管断熱材、区画貫通処理等含)

(キ) 給気ファン

(ク) アンカーボルト、その他必要なもの 1 式

3) 発電発電設備【仮設】

① 仮設発電機 (可搬型発電機)

ア 機器仕様

(ア) 構造 本装置は低圧の発電装置とし、原則として発電機、原動機、発電機盤、始動用蓄電池、燃料タンクを共通台床上に搭載する。

型式 屋外用、パッケージ形 (キュービクル形)、長時間型

(イ) 発電機定格

定格出力 50 kVA

定格電圧 AC200V

周波数 50Hz

相数 三相 3 線式

力率 0.8 (遅れ)

定格の種類 連続

(ウ) 原動機定格

原動機種類 ディーゼル機関

定格出力 発電機出力に適合するもの

定格回転数 発電機回転数に準じるもの (2 極機: 3000min<sup>-1</sup> 又は、4 極機: 1500min<sup>-1</sup>)

使用燃料 JIS 軽油

始動方式 電気始動 (セルモータ) 方式

(エ) 燃料タンク容量 大容量燃料タンク (参考: 420L)

(オ) 仮設発電機自動運転盤

自動始動の機能を持たせる制御盤、屋外用、仮設発電機取付、仮設発電機間の配線含む

(カ) その他必要なもの 1式

## 第12章 塗装

### 1. 一般事項

- (1) 新設する配管及びダクトの塗装色は、マンセル 5Y7/1 とし、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）第4編 発電設備工事 配管色別の施工例に示す色別と表示を施す。

## 第13章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

### 1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第8節から第13節及び第12章第7節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

### 2. 据付基準点

本工事の据付においては、構造物を基準に据付を行うものとする。

### 3. 電気設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 設備の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。
- なお、自家発電設備については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すSクラス以上とする。
- (3) 設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。
- (4) 新設する燃料油管の接合方法は溶接接合を標準とし、新設する通気管の接合方法についてはねじ接合を標準とする。これによらない場合は監督職員から許可を得るものとする。
- (5) 小配管は保守点検が容易に行えるように配慮するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。

### 4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

#### (1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格および品質は下記によるものとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最 大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的
鉄筋コンクリート	21	8	25	60以下	N	基礎コンクリート
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	N	防油堤コンクリート
均しコンクリート	18	8	25	65以下	N	上記以外

粗骨材の最大寸法 25 mmについては、地域的に入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(2) 見本又は資料の提出

次に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
樹脂系アンカー	カタログ、試験成績書

5. 再生資源等の利用

(1) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、その処分方法等について監督職員と協議しなければならない。

第 14 章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

1) 施設機械工事等

工 種	確認内容		確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)	備考
電 気 設 備	出 来 形 確 認	施設機械工事等施工管理基準第 2 編第 8 章第 1 節「直接測定による出来形管理」の分類 A による	施設機械工事等施工管理基準第 1 編第 1 章第 1 節による	(3) に示すとおり	
	品 質 確 認	施設機械工事等施工管理基準第 2 編第 8 章第 2 節「品質管理」の分類 A による		(3) に示すとおり	

(2) (1) の 1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合はあるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

また、同表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

(3) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の重点監督は次に示すとおりとし、(1) の 1) に示す表と併せ実施する。

工種	確認内容		確認時期
低圧閉鎖配電盤	取付部品	出来形管理	工場製作時
	外観状態	出来形管理	現場据付時
変圧器(単体設置)	取付部品	出来形管理	工場製作時
	変圧比測定	品質管理	性能試験時
	据付状態、外観状態	出来形管理	現場据付時
自家発電装置	取付部品	出来形管理	工場製作時
	電圧調整範囲試験	品質管理	性能試験時
	据付状態、外観状態	出来形管理	現場据付時
	振動測定	品質管理	現場据付時

(4) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

## 第15章 施工管理等

### 1. 施工管理

施工管理は、農林水産省制定「施設機械工事等施工管理基準」及び「土木工事施工管理基準」及共通仕様書（施）及び共通仕様書（土）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 2. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記（1）～（4）によりこれを実施するものとする。

#### （1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### （2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### （3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、上記（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準第1編共通編第2章撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（3）1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。

ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。

- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、上記(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

### 第16章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) その他本仕様書に定めのないもの
- (6) 関係機関との協議によるもの
- (7) 現場発生材の集積場所等に変更が生じた場合

### 第17章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めのない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。